

福島県看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県は、「看護補助者処遇改善事業実施要綱(令和6年1月11日付け医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知。以下「実施要綱」という。)」に基づき、医療機関に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することにより、看護補助者の確保・定着を促進することを目的に補助を行うものである。その交付等に関しては、「令和6年度(令和5年度からの繰越分)看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱(令和6年3月29日付け厚生労働省発医政0329第45号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)」、「福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)」及び、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(補助の対象)

第2条 この補助金の対象となる医療機関(以下「対象医療機関」という。)は、病院又は病床を有する診療所(以下「有床診療所」という。)であって、令和6年2月1日時点において、実施要綱の別添に掲げる診療報酬のいずれかを算定している施設とする。

(交付額の算出方法)

第3条 補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、次により算出された額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(申請手続)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式に病院は(別紙様式1-1)、有床診療所は(別紙様式1-2)を添えるものとし、その提出期限は、別に定める。

(実績報告)

第5条 規則第13条に定める実績報告は、前条に定める申請書の提出をもって代えるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助金額の変更を伴わない

もので、かつ補助対象経費の減が2割以内のものとする。

(変更の承認の申請)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県看護補助者処遇改善事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)に看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書(別紙様式)及びその他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(会計帳簿等の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費
対象医療機関の看護補助者の常勤換算数等に基づく金額として実施要綱に基づき算出された額	実際に対象医療機関の看護補助者の賃金改善等に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費